

防整建第1525号
令和8年1月23日

大臣官房会計課長
地方協力局参事官
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局企画部長
各地方防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局建設制度官
(公印省略)

週休2日制工事の試行について（通知）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。29.9.5）及び建設業の働き方改革の推進について（防整施第6418号。30.4.20）の趣旨を踏まえ、防衛省が発注する建設工事については、週休2日制工事を実施してきたところである。

防衛省が発注する建設工事における週休2日をより一層推進するため、別紙のとおり定め、令和8年2月1日以降に入札公告、手続き開始の公示及び見積依頼（以下、「入札公告等」という。）を行う建設工事に適用することとしたので通知する。ただし、令和8年1月31日以前に入札公告等を行う建設工事への適用を妨げない。

なお、週休2日制工事の実施について（防整施第8970号。6.4.12）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備課長、整備計画局提供施設計

画官、人事教育局厚生課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、防衛監察本部総務課長

週休2日制工事の実施要領

1 目的

週休2日制工事を建設現場において、より一層推進することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (2) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、降雨、降雪、荒天等の気象環境の変動による場合のほか、部隊の運用上の都合などにより、現場事務所での作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (4) 週休2日制工事
 - ア 完全週休2日制工事（土日） 対象期間内の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
 - イ 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において、28.5%（8日/28日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - ウ 通期の週休2日 対象期間内において、28.5%以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - エ 完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制） 対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる工事をいう。
 - オ 月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制） 対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる工事をいう。
 - カ 通期の週休2日（現場非閉所型・交替制） 対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる工事をいう。

キ 4週8休以上 現場施工期間内における4週を1期間とする全ての期間の現場閉所日数が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。また、工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であっても対象とし、現場閉所率について水準以上を確保するものとする。ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

ク 週休2日制工事(現場閉所単位) 対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる工事をいう。

ケ 週休2日制工事(個人単位) 対象期間内において、4週を1期間とする全ての期間で現場代理人等の各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

3 対象工事

(1) 港湾工事を除く建設工事

原則、現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事を適用する。また、週休2日制工事は、原則、土日を現場閉所日とする完全週休2日制工事(土日)の適用を基本とする。ただし、部隊運用上工期の制約が厳しい工事など、現場閉所による週休2日の確保が困難な工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者(以下「現場代理人等」という。)が交替しながら各人が週休2日を確保する完全週休2日制工事(現場非閉所型・交替制)を適用する。

なお、契約後に受注者より、完全週休2日制の取組を希望しない旨の申し出があった場合は、監督官と協議のうえ、月単位の週休2日制又は通期の週休2日制に取り組むものとし、補正係数を変更するものとする。

(2) 港湾工事

原則、対象期間内において、4週8休以上の現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事(現場閉所単位)の適用を基本とする。ただし、部隊運用上工期の制約が厳しい工事など、現場閉所による週休2日の確保が困難な工事については、対象期間内において、4週を1期間とする全ての期間で現場代理人等の各人が4週8休以上の休日確保する週休2日制工事(個人単位)を適用する。

4 発注から工事完成までの流れ

(1) 完全週休2日制工事(土日)の場合

ア 発注時

入札公告、手続き開始の公示、見積依頼、入札説明書、説明書及び現場説明書(以下、入札公告等という。)並びに特記仕様書に当該工事が完全週休2日制工事(土日)の試行対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

受注者は、毎月末までに付紙様式第1「現場閉所実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監

監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

ウ 完成時

監督官は、現場閉所実績報告書により対象期間内における現場閉所日数を確認し、完全週休2日（土日）が達成できない場合で、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正係数を通期の週休2日に変更し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 発注時

入札公告等及び特記仕様書に当該工事が完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

受注者は、毎月末までに付紙様式第2「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

ウ 完成時

監督官は、休日取得実績報告書により対象期間内における現場代理人等の各人における休日日数等を確認し、完全週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成できない場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成できない場合は、補正係数を通期の週休2日（現場非閉所型・交替制）に変更し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(3) 週休2日制工事（現場閉所単位）の場合

ア 発注時

入札公告等及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所単位）の試行対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

受注者は、毎月末までに付紙様式第2「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

ウ 完成時

監督官は、休日取得実績報告書により対象期間内における現場閉所日数を確認し、4週8休を達成できない場合は、補正係数を変更し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(4) 週休2日制工事（個人単位）の場合

ア 発注時

入札公告等及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（個人単位）の試行対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

受注者は、毎月末までに付紙様式第2「休日取得実績報告書」を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

ウ 完成時

監督官は、休日取得実績報告書により対象期間内における現場代理人等の各人における休日日数等を確認し、4週8休を達成できない場合は、補正係数を変更し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

5 入札公告等の記載例

(1) 完全週休2日制工事（土日）の場合

ア 入札公告、手続き開始の公示及び見積依頼

概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

イ 入札説明書及び説明書

概要に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、原則土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、下記のとおり労務費等を補正し工事費を積算する。契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

ア 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(ウ) 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(エ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期

間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

(ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(ウ) 通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(エ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(オ) 完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 現場説明書

第2特記事項第3項の次に以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

4 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし、補正係数を労務費等に乗じることにより工事費を積算する。

契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組みものとし、契約

後に補正係数を変更するものとする。補正係数については、「週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整整第1527号。令和8年1月23日）によるものとする。

5 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間のすべての週において、原則として土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められることをいう。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月ごとに現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

7 完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日

を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 入札公告、手続き開始の公示及び見積依頼概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休2日を確保する「完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

イ 入札説明書及び説明書

概要に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が完全週休2日を確保する「完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人における休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となっている状態（完全週休2日）を前提とし、労務費等を補正し工事費を積算する。

契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日制の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日制に取り組むものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

ア 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(ア) 完全週休2日（現場非閉所型・交替制）とは、対象期間のすべての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められることをいう。

(イ) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められることをいう。

(ウ) 通期の週休2日とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められることをいう。

(エ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

(ア) 完全週休2日（現場非閉所型・交替制）とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が、28.5%（2日／7日）現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休日確保を行っていれば、達成しているとみなす。

(イ) 月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）とは、対象期間内の全ての月ごとに現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休日確保を行っていれば、達成しているとみなす。

(ウ) 通期の週休2日（現場非閉所型・交替制）の達成は、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の通期の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

(エ) 降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(オ) 完全週休2日（現場非閉所型・交替制）が達成できない場合において、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(8) 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

ウ 現場説明書

第2特記事項第3項の次に以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

4 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」と

いう。)が交替しながら各人が完全週休2日を確保する「完全週休2日制工事(現場非閉所型・交替制)」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人における休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(2日/7日)以上となっている状態(完全週休2日)を前提とし、労務費等を補正し工事費を積算する。

契約後、受注者は、工事着手前に完全週休2日制の取組を希望するか判断し、取組を希望しない場合は、月単位の週休2日制に取り組みものとし、契約後に補正係数を変更するものとする。

補正係数については、「週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について(通知)」(防整整第1527号。令和8年1月23日)によるものとする。

5 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(1) 完全週休2日(現場非閉所型・交替制)とは、対象期間のすべての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が、28.5%(2日/7日)以上となる休日確保を行ったと認められることをいう。

月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が、28.5%(8日/28日)以上となる休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が28.5%(8日/28日)以上となる休日確保を行ったと認められることをいう。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 完全週休2日(現場非閉所型・交替制)とは、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が、28.5%(2日/7日)現場閉所(現場休息)日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休日確保を行ってれば、達成しているとみなす。

月単位の週休2日(現場非閉所型・交替制)とは、対象期間内の全ての月ごとに現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休日確保を行って

いれば、達成しているとみなす。

通期の週休2日の達成（現場非閉所型・交替制）は、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人の通期の休日率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

- (4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。
- 6 受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。
- 7 完全週休2日（現場非閉所型・交替制）が達成できない場合において、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成できない場合においては、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。
- 8 現場開所日における現場代理人の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないこととされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

(3) 週休2日制工事（現場閉所単位）の場合

ア 入札公告及び手続き開始の公示

概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所単位）」の試行対象工事である。

イ 入札説明書及び説明書

概要に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所単位）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内における4週を1期間とする全ての期間の現場閉所日数が4週8休（28.5%（8日／28日））以上となることを前提とし、労務費等を補正し工事費を積算

する。

ア 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(ア) 4週8休とは、対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(イ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

(ア) 対象期間内における4週を1期間とする全ての期間に現場閉所（現場休息）日数8日以上を行なっていれば達成しているとみなす。

(イ) 工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であっても対象とし、現場閉所率について水準以上を確保するものとする。ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

(ウ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(エ) 全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 現場説明書

第2特記事項第3項の次に以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

4 本工事は、現場閉所により4週8休以上を確保する「週休2日制工事（現場閉所単位）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場閉所日数が4週8休（28.5%（8日／28日））以上となることを前提とし、補正係数を労務費等に乗じるにより工事費を積算する。

補正係数については、「週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整整第1527号。令和8年1月23日）によるものとする。

5 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(1) 4週8休とは、対象期間内における4週を1期間とする全ての期間にお

いて、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であっても対象とし、現場閉所率について水準以上を確保するものとする。ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。なお、降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

6 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

7 全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(4) 週休2日制工事（個人単位）の場合

ア 入札公告、手続き開始の公示及び見積依頼
概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（個人単位）」の試行対象工事である。

イ 入札説明書及び説明書

概要に以下を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（個人単位）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数が4週8休（28.5%（8日／28日））以上となることを前提とし、労務費等を補正し工事費を積算する。

ア 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(ア) 4週8休とは、対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場に従事する現場代理人等の休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められ

ることをいう。

(イ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

イ 週休2日の達成基準は以下のとおりである。

(ア) 対象期間内における4週を1期間とする全ての期間に、現場に従事する現場代理人等の各人が休日以上取得していれば達成しているとみなす。

(イ) 工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であっても対象とし、休日率について水準以上を確保するものとする。ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

(ウ) 降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、休日日数に含めるものとする。

(エ) 全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 現場説明書

第2特記事項第3項の次に以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

4 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（個人単位）」の試行対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数が4週8休（28.5%（8日／28日））以上となることを前提とし、労務費等を補正し工事費を積算する。

補正係数については、「週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について（通知）」（防整整第1527号。令和8年1月23日）によるものとする。

5 週休2日の考え方は、以下のとおりである。

(1) 4週8休とは、対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場に従事する現場代理人等の休日日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していると認められることをいう。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であって

も対象とし、休日率について水準以上を確保するものとする。ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

(4) 降雨、降雪、荒天、猛暑等による予定外の現場閉所日についても、休日日数に含めるものとする。

6 受注者は、毎月末までに休日実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

7 全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

6 工事費の補正

(1) 完全週休2日制工事（土日）の場合

港湾工事を除く建設工事の入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態（完全週休2日）を前提とし労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）等に補正係数を乗じることにより工事費を積算するものとする。

完全週休2日（土日）が達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日を達成できない場合においては、補正係数を通期の週休2日に変更し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設整備課から別に示す。

(2) 完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

港湾工事を除く建設工事の入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の各人における休日率が、28.5%（2日/7日）以上となっている状態（完全週休2日（現場非閉所型・交替制）を前提とし、労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）等に補正係数を乗じることにより工事費を積算するものとする。

完全週休2日（現場非閉所型・交替制）が達成できない場合において、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成した場合は、補正係数を月単位に変更するものとし、月単位の週休2日（現場非閉所型・交替制）を達成できない場合においては、補正係数を通期の週休2日（現場非閉所型・交替制）に変更し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設整備課から別に示す。

(3) 週休2日制工事（現場閉所単位）の場合

港湾工事の入札時においては、当初の予定価格から対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場閉所日数が4週8休以上となっていることを前提とし、労務費等に補正係数を乗じることにより工事費を積算するものとする。

なお、全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

(4) 週休2日制工事制工事（個人単位）の場合

港湾工事の入札時においては、当初の予定価格から対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場代理人等の各人が4週8休以上の休日確保の水準に達していることを前提とし、労務費等に補正係数を乗じることにより工事費を積算するものとする。

なお、全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

7 週休2日の達成基準

(1) 完全週休2日制工事（土日）

対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日制工事

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日制工事

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、(1)から(3)の現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上となる休日確保を行ってしていることをもって判断する。

(5) 月単位の週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日／28日）以上となる休日確保を行っていることをもって判断する。

(6) 通期の週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日／28日）以上となる休日確保を行っていることをもって判断する。

(7) 週休2日制工事（現場閉所単位）

対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場閉所日数が4週8休以上の水準に達していることをもって判断する。

(8) 週休2日制工事（個人単位）

対象期間内における4週を1期間とする全ての期間において、現場代理人等の各人が4週8休以上の休日確保の水準に達していることをもって判断する。

なお、上記の(1)～(8)の休日確保について、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

8 その他

本通知に関する疑義等については、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

現場閉所実績報告書（ 年 月）

工 事 名 :

工 期 :

作成日 :

令和5年12月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備 考		
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
ア 現場閉所実績（イを除く）																																		ア 現場閉所実績の日数（イを除く）	作業日数
イ 現場施工期間に含まない現場閉所実績 （年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、一時中止期間等）																																			
工種	種別																																		
備 考																																	(日)	(日)	
																																	【凡例】 ○ 現場閉所日 ◎ 振替現場閉所日 × 振替工事日 雨 雨等休日 夏 夏季休暇 年 年末年始休暇		

（以下は、工期の最終月のみ記載）

受 注 者
会 社 名 :
現場代理人氏名 :

現場施工期間内の現場閉所日数の合計 (①)	日
現場施工期間の日数の合計 (②)	日
現場閉所率 (①÷②)	%

休日取得実績報告書（R8年12月末現在）

工事名：〇〇（〇）〇〇工事

工期：令和7年10月1日～令和8年12月31日

作成日：令和8年12月28日

会社名	氏名	現場施工期間	現場施工日数	休日日数	休日率	備考
〇〇〇〇株式会社	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
〇〇建設（一次下請け）	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
〇〇建設（二次下請け）	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
〇〇建設（二次下請け）	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
〇〇建設（二次下請け）	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	
	〇〇 〇〇	R〇.O.O ~ R〇.O.O	〇〇 日	〇〇 日	〇〇.〇〇 %	

受注者

会社名：〇〇〇〇株式会社

現場代理人氏名：〇〇 〇〇